

瀬戸市訓令第1号

本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程（昭和37年瀬戸市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前								
別表第1（第4条 第6条関係） 1及び2 <省略> 3 財務関係							別表第1（第4条 第6条関係） 1及び2 <省略> 3 財務関係								
決裁区分			市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	決裁区分			市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
決裁事項	契約	施行計画	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	決裁事項	契約	施行計画	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
		その他	～500	500～	300～	50～	その他			～500	500～	300～	50～		
決裁事項	契約	指名競争入札参加者の指名	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	決裁事項	契約	工事	<u>～3,000</u>	<u>3,000～</u>	<u>1,000～</u>	<u>300～</u>	<u>500を超えるものは、指名審査委員会の審査を要する。</u>
		その他	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>			その他	<u>～1,000</u>	<u>1,000～</u>	<u>500～</u>	<u>200～</u>	
決裁事項	契約	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	決裁事項	契約	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
支出負担行為	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	支出負担行為	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	8 報償費			<u>～80</u>	<u>80～</u>		8 報償費				<u>～50</u>	<u>50～</u>			
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
	14 使用料及び賃借料			<u>～50</u>	<u>50～</u>		14 使用料及び賃借料				<u>～40</u>	<u>40～</u>			

	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	19 負担金補助及び交付金（負担金及び共済金）		~ 50	50 ~	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
公有財産	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	公有財産の借入		~ 50	50 ~	<省略>
物品	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	物品の借入		~ 50	50 ~	<省略>
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

別表第2（第5条、第6条関係）

- 1 <省略>
- 2 交流活力部

主務課の区分	専決事項 ▲ 決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考
--------	-------------------	-----	------	------	----

	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	19 負担金補助及び交付金（負担金及び共済金）		~ 50	50 ~	
	//（保険給付費及び医療諸費）			全額	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
公有財産	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	公有財産の借入		~ 40	40 ~	<省略>
物品	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	物品の借入		~ 40	40 ~	<省略>
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

別表第2（第5条、第6条関係）

- 1 <省略>
- 2 交流活力部

主務課の区分	専決事項 ▲ 決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考
--------	-------------------	-----	------	------	----

産業課	<省略>			
	融資		預託に関する実 施計画	保証融資の調査 及び査定 金融機関との連 絡
	道の駅			開場時間及び休 場日の変更並び に臨時の休場 利用料金の減免 の承認
	<省略>			
<省略>				
3から6まで <省略>				

産業課	<省略>			
	融資		預託に関する実 施計画	保証融資の調査 及び査定 金融機関との連 絡
	<省略>			
<省略>				
3から6まで <省略>				

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。